第三次太宰府市地域福祉計画

取り組み計画書（令和2年度～3年度）

～支え合う一人ひとりが主人公～

計画体系　と　目次

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み	目次
みんなで支え合い、いきいきと暮らし続けることができる福祉のまちづくり 合言葉　～支え合う一人ひとりが主人公～	1．支援につながる仕組みづくり	(1) わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実	① 福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える ② 身近で気軽な相談支援をすすめる	P1 P9
		(2) 相談支援機能の充実	① 相談支援の専門性や利便性を向上させる ② 連携しながら相談支援をすすめる	P15 P21
	2．安全安心に暮らすための基盤づくり	(1) 安心して暮らすための基盤の充実	① 隣近所などでの身近な助け合いをすすめる ② 小地域での組織的な支援をすすめる ③ 福祉サービスの量や質の充実を図る	P25 P26 P29
		(2) いのちを守るための基盤の充実	① 虐待防止のための支援を強化する ② 災害時の避難および支援の体制を充実させる	P39 P44
	3．気軽に参加できる環境づくり	(1) 学ぶ機会の充実	① 人権や福祉について学ぶ機会を充実させる ② 支援する方法について学ぶ機会を充実させる	P47 P50
		(2) 地域での参加機会の推進	① 気軽に参加できる交流の場を広めていく ② 地域の活動や行事を参加しやすくする ③ ボランティア活動を参加しやすくする	P53 P56 P60

基本目標１　支援につながる仕組みづくり
取り組みの柱(1)　わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実
取り組み①　福祉に関する支援情報をわかりやすく伝える

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
1	ア. 「広報ざいふ」、ホームページ、パンフレットなどで、福祉に関する支援についての情報提供を充実させます。	○市職員への啓発	職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。	啓発回数	1回/年	福祉課	33
2	イ. 「広報ざいふ」、ホームページ、パンフレットなどは平易な文章とする、高齢者や障がいのある人向けに文字を大きくしたり、音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉に関する支援についての情報提供を工夫します。	○市職員への啓発	職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。	啓発回数	1回/年		33
		○広報ざいふ ○ホームページ	「広報ざいふ」については、高齢者や障がいのある人にも読んでいただけるよう平易な文章となるように担当課と調整しながら編集を行う。さらに広報委員会においてもこの視点を持ち内容の確認をする。また、視覚に障がいのある人への配慮としては社会福祉協議会で活動してある団体「声のボランティア」に「声の広報ざいふ」を録音してもらい、社会福祉協議会から貸し出しを行う。さらに令和元年度5月1日号から弱視者等にも読みやすいとされるUDフォントを導入する。 ホームページについては、平成28年のリニューアルの際に読み上げ機能を追加するなど機能強化を行った。この機能を十分に活用できるようなページ作りの啓発を行う。	○広報紙の発行回数、広報委員会の開催回数、声の広報ざいふ」の発行回数 ○ホームページの承認作業回数、注意喚起の通知回数	○それぞれ12回/年 ○承認作業は随時、通知は1回/年	経営企画課	
3	ウ. ★ 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布します。	○民生委員・児童委員のPRチラシ	地域において相談支援に携わる民生委員・児童委員の役割を啓発するPRチラシを作成して配布する。 市民講演会、人権まつり、福祉まつり等の行事で所管課の了承を得られた際に配付する。	啓発回数	2回/年	福祉課	33

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○ぬくもり	引き続き、障がい福祉に関する支援の内容をまとめた冊子「ぬくもり」を作成して制度利用者に配布する。また、利用者にとって分かりやすい内容になっているかを適宜確認して改善する。	―	―	福祉課	
		○生活の困りごと相談窓口リーフレット	引き続き「生活の困りごと相談窓口リーフレットA4版」を隣組で回覧し制度の周知を行い、関係課、いきいき情報センター、社会福祉協議会等の窓口にリーフレットを設置する。また、新たに困りごと相談連絡カード（名刺サイズ）を作成し、より多くの市民の方に周知を図る。	隣組回覧回数	1回/年	生活支援課	
		○介護保険サービスガイド ○認知症ケアパス	「介護保険」と「高齢者すこやかガイド(福祉サービス）」をまとめたパンフレット（介護保険サービスガイド）を作成し、行政出前講座や校区自治協議会主催の健康フェスタ、窓口相談において周知を図る。 「認知症ケアパス」については、だれもが見やすいパンフレットを作成し、本人・家族・地域の人及び関係機関への周知を行う。	発行回数 行政出前講座等の回数	1回/年 20回/年 必要に応じて随時	高齢者支援課	
		○介護保険サービスガイド ○認知症ケアパス	「介護保険」と「高齢者すこやかガイド(福祉サービス）」をまとめたパンフレット（介護保険サービスガイド）を作成し、行政出前講座や校区自治協議会主催の健康フェスタ、窓口相談において周知を図る。 「認知症ケアパス」については、だれもが見やすいパンフレットを作成し、本人・家族・地域の人及び関係機関への周知を行う。	発行回数 行政出前講座等の回数	1回/年 20回/年 必要に応じて随時	介護保険課	
		○手当のしおり、福祉のしおり	引き続き、窓口において、福岡県作成の「児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当のしおり」、「福祉のしおり」を対象者へ配布し内容を説明する。	―	―	保育児童課	
		○わくわく子育てブック ○健康カレンダー ○事業別のチラシ	わくわく子育てブックを作成し、こんにちは赤ちゃん訪問の際に直接お会いして説明しながら配布する。（赤ちゃんが産まれた家庭全てが対象） 保健センターで実施される事業について、健康カレンダーや各事業ごとにチラシを作成し、必要な対象者に応じて配布する。	―	―	元気づくり課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○子育て支援センターだより ○ださいふ子育てカレンダー ○子育て支援カレンダー ○にこにこ子育てワンポイントアドバイス ○事業別のチラシ	子育て支援センターだより（年12回）、ださいふ子育てカレンダー（年12回）、子育て支援カレンダー（年1回）、にこにこ子育てワンポイントアドバイス（年2回）、その他各種講座の開催情報等のチラシを作成し、各公共施設や地域公民館、幼稚園、保育所（園）、病院等に配布する。	チラシ発行回数	30回/年	元気づくり課	
		○DV相談機関の周知用カード及びチラシ	DV相談機関の周知用のカードの配架や相談機関を記載したチラシを街頭啓発で配布し、さらなる周知に努める。	配布枚数	各400枚/年	人権政策課	
4	エ. 地域包括支援センターなどの公的支援、民生委員・児童委員や福祉サービス事業所などの地域支援の双方を周知します。	○民生委員・児童委員のPRチラシ	地域において相談支援に携わる民生委員・児童委員の役割を啓発するPRチラシを作成して配布する。 市民講演会、人権まつり、福祉まつり等の行事で所管課の了承を得られた際に配布する。	啓発回数	2回/年	福祉課	33
		○太宰府市障がい福祉事業所ナビ	サービス種別ごとに障がい福祉事業所をまとめた一覧や筑紫地区地域自立支援協議会で筑紫地区の障がい福祉サービス事業所の情報をまとめた「社会資源マップ」を窓口相談に活用する。	―	―		
		○地域包括支援センター、地域包括支援サブセンター等の周知	HPや介護保険サービスガイド、独自作成のパンフレット及び関係団体、機関への直接伝達により、周知を図るとともに、「広報ださいふ」に地域包括支援センター及びサブセンターに関する特集記事を掲載し更なる認知度の向上に努める。	広報回数	1回以上/年	高齢者支援課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○主任児童委員のコーナーを設置	妊婦相談（母子健康手帳交付）の際に、主任児童委員と連携し、ハンドマッサージを通して主任児童委員を知ってもらうためのコーナーを継続して設ける。	―	―	元気づくり課	
5	オ. 情報の受け手の対象を絞り、確実かつ効率よく福祉に関する支援についての情報を提供するため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。	○筑紫地区地域自立支援協議会と太宰府市障がい福祉ネットワーク会議との連携	筑紫地区地域自立支援協議会の各部会と太宰府市障がい福祉ネットワーク会議との連携を図り、勉強会や情報共有に取り組む。	―	―	福祉課	33
		○ネットワーク等を活用した高齢者に関する支援情報の提供	高齢者に関する支援情報については、介護支援専門員情報交換会や行政出前講座、さらには民生委員・児童委員交流会等を活用し、確実かつ効率よく提供するよう努める。	―	―	高齢者支援課	
		○福祉専門職を活用した子育て支援情報の提供	妊婦さんサポートアンケート・妊婦相談の継続。母子健康手帳交付時に保健師・助産師・管理栄養士が集団説明と個別面談をしながら実施する。母子健康手帳交付者全員（約500～600人）に実施する。交付は毎週火曜日、交付日に来所できない妊婦は随時日程調整をしながら個別に対応し、相談を実施する。 他の事業においても、対話の中で福祉情報の提供が必要と考えられる場合は、担当課や担当事業につなぎ、必要な情報を提供する。	―	―	元気づくり課	
6	カ. 地域の組織や団体、幼稚園・保育所、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めるとともに、その会場では、情報保障の観点から求められる配慮を実施します。	○行政出前講座	行政出前講座メニューに引き続き障がい福祉分野を掲載する。市民に興味を持ってもらえるようなメニューへの検討を行う。	開催回数	1回/年	福祉課	34

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○わかりやすい情報提供と弱者への配慮	行政出前講座や各種説明会等を通じ高齢者に関する支援制度の浸透に努めるとともに、情報保障の観点から、要請に応じた配慮を実施する。広報において、介護保険の各制度について周知していくとともに、ＨＰを見やすいものに整理していく。 関係団体の事業等に手話通訳など情報提供を行うよう呼びかけをしていく。	―	―	高齢者支援課	
		○わかりやすい情報提供と弱者への配慮	行政出前講座等を通じ介護保険制度に関する理解と活用方法の浸透に努めるとともに、情報保障の観点から要請に応じた配慮を実施する。広報において、介護保険の各制度について周知していくとともに、ＨＰを見やすいものに整理していく。	―	―	介護保険課	
		○子育てのための施設等利用給付事業	私立幼稚園を通じて補助申請手続きを行う。	―	―	保育児童課	
		○健康推進員及び食生活改善推進員を通じた支援制度の浸透	健康推進員・食生活改善推進員へ福祉相談窓口チラシ・カードを配布する。	―	―	元気づくり課	
		○地域の組織、団体、事業者等を通じた支援制度の浸透	子育て支援センターだより（年12回）、ざいふ子育てカレンダー（年12回）、子育て支援カレンダー（年1回）、にこにこ子育てワンポイントアドバイス（年2回）、その他各種講座の開催情報等のチラシを作成し、各公共施設や地域公民館、幼稚園、保育所、病院等に配布する。	チラシ発行回数	30回/年		
		○地域の組織、団体、事業者等を通じた支援制度の浸透	DV相談機関の周知用カードの補充を行うとともに、設置箇所拡大を図る。	設置箇所数	R2年度末23か所	人権政策課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
7	キ. 福祉に関する支援についての情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーション支援が行える体制を整えます。	○手話通訳者の配置 ○コミュニケーションボードの設置	手話通訳者の勤務時間を開庁時間と同じフルタイム勤務を継続し、相談体制の充実を図る。 さらなるコミュニケーションツールを調査・研究する。	―	―	福祉課	34
8	ク. 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人には、その家族に対してもていねいに説明するなど、情報が行き届くようにします。	○「ぬくもり」などの広報媒体の充実 ○ていねいな対応の実施	広報媒体を充実させるとともに、来庁が困難な高齢者や障がいのある人には、その家族に対してていねいに説明し、「ぬくもり」や「社会資源マップ」などを活用する。	―	―		34
		○訪問支援	情報の入手や理解が困難な場合はアウトリーチ支援を実施していく。	―	―	生活支援課	
		○わかりやすい情報提供と弱者への配慮	可能な範囲で高齢者本人及びその家族に対し、分かりやすい説明及び資料作成に努める。 また、電話等による問い合わせに関しても、可能な限り自宅等を訪問し、相手の状況を把握し、その立場に立って丁寧に説明するよう努める。	―	―	高齢者支援課	
		○わかりやすい情報提供と弱者への配慮	可能な範囲で高齢者本人及びその家族に対し、分かりやすい説明に努める。 また、電話等による問い合わせに関しても、相手の立場に立って丁寧に説明するよう努める。	―	―	介護保険課	
		○手当のしおり、福祉のしおりの配布	引き続き、窓口において、福岡県作成の「児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当のしおり」、「福祉のしおり」を対象者へ配布し内容を説明する。	―	―	保育児童課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○窓口、電話、事業を通じた相談への対応	窓口や電話、事業を通じて問い合わせ・相談を受けた場合は担当課や相談機関に確認した上で丁寧に正確な情報を伝える。	相談件数	600件/年	元気づくり課	
9	ケ. 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど、きめ細かい情報提供を行うとともに、行政が取り組むべき福祉ニーズについての情報収集をすすめます。	○訪問相談支援 ○情報収集と情報提供	訪問相談支援を継続するとともに、困難な案件に迅速に対応できるよう常に情報収集し、関係機関との情報共有に努める。	―	―	福祉課	34
		○訪問相談支援	情報の入手や理解が困難な場合はアウトリーチ支援を実施していく。	―	―	生活支援課	
		○在宅介護実態調査 ○日常生活圏域ニーズ調査	【令和２年度】 令和元年度に実施した実態調査、ニーズ調査をもとに市民ニーズを分析し、次期計画に反映させていく。 【令和３年度】 次期計画初年度となるので、ＨＰ等で計画内容の周知を行っていく。	―	―	介護保険課	
		○きめ細かい情報提供と福祉ニーズの収集 ○訪問相談支援	電話等による相談についても、三職種や認知症地域支援推進員が自宅を訪問して相談支援を行うなど、きめ細かい情報提供に努める。 また、民生委員との連携を通じて、地域課題の掘り起しと社会資源の把握に努める。	―	―	高齢者支援課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○こんにちは赤ちゃん訪問	出産後、乳幼児を連れての外出が十分できない時期の母子（父子）に対してこんにちは赤ちゃん訪問の機会を通じて、約500～600世帯に健康や子育てに関する情報を伝える。また、その際に健康や子育てについて困っていることを把握する。	赤ちゃん訪問実施率	100%	元気づくり課	

■成果目標

成果目標	計画書の記載内容		令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
	★特に関係する取り組み	令和2年度の実施項目					
① 福祉に関する支援についての総合的な冊子の作成	ウ	・更新	庁内組織である地域福祉計画推進協議会において、冊子の作成に向けて、総合的な記載情報を検討する。 支援の提供や調整役となる福祉専門職、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用して配布する体制を整える。	－	－	福祉課	34

基本目標１　支援につながる仕組みづくり
取り組みの柱(1)　わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実
取り組み②　身近で気軽な相談支援をすすめる

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
10	ア. 地域において相談支援に携わる★人たちに気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員などの支援者への研修を行い、スキルアップを図ります。	○民生委員・児童委員への研修	民生委員・児童委員が所属する各中学校区民生委員児童委員協議会と、協議会を取りまとめる太宰府市民生委員児童委員連合協議会を通じて、研修（講演会、交流会及び視察を含む）を実施する。 【令和2年度】 民児協主催：福祉全般5回、高齢者福祉1回、児童福祉1回、障がい者福祉2回、人権1回、福祉委員との交流会1回、包括支援センターとの交流会4回、内容未定10回 外部団体主催：福祉全般3回、児童福祉3回 ※確定研修のみ記載 【令和3年度】 未定	研修会回数	R2年度 31回/年 R3年度 30回/年	福祉課	36
		○身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員への研修 ○民生委員・児童委員への研修	引き続き、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員は、研修会に年1回参加する。 引き続き、民児協定例会で障がい者差別解消法の周知や精神保健福祉講演会をはじめ、各種研修・講座等の情報提供を行い、参加を促していく。	研修会回数	各1回/年		
		○民生委員・児童委員への研修	民児協定例会の中で生活困窮者自立支援制度について周知を行い、さらに校区別勉強会の中で制度の周知を行う。	研修会回数	2回/年	生活支援課	
		○民生委員・児童委員への研修	高齢者支援や、認知症見守り支援等について、包括支援センターの役割の周知を図り、地域の支援活動の内容の把握などを互いに情報交換を行うことを目的に中学校区ごとの民生委員・児童委員との交流会を行い、連携の強化を図る。	交換会回数	4回/年	高齢者支援課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○ゲートキーパー研修（自殺予防）	【令和2年度】 食生活改善推進員に対してゲートキーパー研修を実施する。 【令和3年度】 未定	参加率	90%	元気づくり課	
		○民生委員・児童委員への周知	相談機関の周知用カードを民生委員・児童委員に継続して携帯を依頼し、地域の相談支援に活用していただく。	－	－	人権政策課	
11	イ．地域で相談活動に携わる人たち同士の連携を強化する仕組みづくりを支援します。	○民生委員・児童委員と、地域で相談活動に携わる人たちとの交流	民生委員・児童委員と地域で相談活動に携わる人たちとの合同研修や意見交換会を実施する。 　福祉委員との意見交換会を1回 　包括支援センターのケアマネージャーとの意見交換会を各中学校区別に1回 　主任児童委員と保健センターの保健師との意見交換会を2回	実施回数（延べ）	7回/年	福祉課	36
		○「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」の開催	新しい事業所等を会議に加えて、会議を活発化させる。	開催回数	4回/年		
		○多職種連携会議等への参加 ○介護支援専門員情報交換会	在宅医療と介護の連携推進に向けた多職種連携会議等に積極的に参加し、課題の把握と解決策の検討、顔の見える関係を構築する。 市内の介護支援専門員と、介護保険制度や総合事業等に関する研修や情報交換を行い、高齢者支援に向けてのスキルアップを行う。	参加回数 参加回数	2回/年 4回/年	高齢者支援課	
		○多職種連携会議等への参加 ○介護支援専門員情報交換会	在宅医療と介護の連携推進に向けた多職種連携会議等に積極的に参加し、課題の把握と解決策の検討、顔の見える関係を構築する。 市内の介護支援専門員と、介護保険制度や総合事業等に関する研修や情報交換を行い、高齢者支援に向けてのスキルアップを行う。	参加回数 参加回数	2回/年 4回/年	介護保険課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
12	ウ. 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関を周知します。	○民生委員・児童委員のPRチラシの配布	地域において相談支援に携わる民生委員・児童委員の役割を啓発するPRチラシを作成して配布する。 市民講演会、人権まつり、福祉まつり等の行事で所管課の了承を得られた際に配付する。	啓発回数	3回/年	福祉課	36
		○身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の周知	身近な身体・知的障がい者相談員の市民への周知を市のホームページに加え広報でも行う。	－	－		
		○地域包括支援センター等の周知	校区自治協議会主催の健康フェスタ6カ所や市民、関係団体への行政出前講座や説明会等において、市HPや介護保険サービスガイド等により周知を図るとともに、「広報ださいふ」に地域包括支援センター（サブセンター含む）に関する特集記事を掲載し更なる認知度の向上に努める。	－	－	高齢者支援課	
		○相談事業の周知	こころの相談事業をカードやチラシ・HPを使って周知したほか、電話等で相談があった際に具体的な相談機関を紹介する。	－	－	元気づくり課	
13	エ. 市職員による相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援とともに、行政が取り組むべき福祉ニーズについての情報収集をすすめます。★	○出張相談窓口の開設	引き続き、南隣保館において「生活の困りごと相談窓口」を開設する。また、南隣保館で実施する市の事業に併せて福祉、保健部門で「福祉なんでも相談窓口」を開設する。	相談回数	25回/年	生活支援課	36

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○きめ細かい情報提供と福祉ニーズの収集	行政出前講座や各種説明会等を通じ高齢者に関する支援制度の浸透に努めるとともに、情報保障の観点から、要請に応じた配慮を実施する。広報において、高齢者支援に関する各制度について周知していくとともに、HPを見やすいものに整理していく。	―	―	高齢者支援課	
		○きめ細かい情報提供と福祉ニーズの収集	行政出前講座等を通じ介護保険制度に関する理解と活用方法の浸透に努めるとともに、情報保障の観点から要請に応じた配慮を実施する。広報において、介護保険の各制度について周知していくとともに、ＨＰを見やすいものに整理していく。	―	―	介護保険課	
		○きめ細かい情報提供と福祉ニーズの収集 ○訪問相談支援	電話等による相談についても、三職種や認知症地域支援推進員が自宅を訪問して相談支援を行うなど、きめ細かい情報提供に努める。 また、民生委員との連携を通じて、地域課題の掘り起しと社会資源の把握に努める。	―	―	高齢者支援課	
		○こんにちは赤ちゃん訪問	出産後、乳幼児を連れての外出が十分できない時期の母子（父子）に対してこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、母子の健康状態・乳幼児の成長を確認するとともに健康や子育てに関する情報を伝える。また、その際に健康や子育てについて困っていることを把握する。健康相談等の支援が必要な場合で、要請があった場合は訪問等を行い、適当な支援ができる機関等（医療機関、行政機関等）の案内を行う。	赤ちゃん訪問実施率	100%	元気づくり課	

■成果目標

成果目標	計画書の記載内容		令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
	★特に関係する取り組み	令和2年度の実施項目					
② 民生委員・児童委員、福祉委員などの地域において相談支援に携わる人たちに対する研修の実施 （目標値：年３回） ※上記の目標値は、対象者別の全課合計	ア	・研修の実施（年３回）	民生委員・児童委員への研修 【令和2年度】 民児協主催：福祉全般5回、高齢者福祉1回、児童福祉1回、障がい者福祉2回、人権1回、福祉委員との交流会1回、包括支援センターとの交流会4回、内容未定10回 外部団体主催：福祉全般3回、児童福祉3回 ※確定研修のみ記載 【令和3年度】 未定	研修会回数	R2年度 31回/年 R3年度 30回/年	福祉課	36
			引き続き身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員は、研修会に年1回参加する。 民生委員・児童委員への研修 障がい者差別解消法の周知や精神保健福祉講演会をはじめ、各種研修・講座等の情報提供を行い、参加を促していく。	研修会回数	各1回/年		
			民児協定例会の中で生活困窮者自立支援制度について周知を行い、さらに校区別に自立支援制度の研修を行う。また、社会福祉協議会と連携し福祉委員に対し研修会を実施していく。	研修会回数	3回/年	生活支援課	
			高齢者支援や、認知症見守り支援等について、民生委員・児童委員との交流会の中で学習を実施する。 介護支援専門員情報交換会において、居宅介護支援事業所との連携の強化及び介護支援専門員の資質の向上等を目的として介護支援専門員情報交換会を実施する。	交流会回数 交換会回数	4回/年 4回/年	高齢者支援課	

成果目標	計画書の記載内容		令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
	★特に関係する取り組み	令和2年度の実施項目					
			【令和2年度】 健康推進員に対してゲートキーパー研修を実施する。 【令和3年度】 未定	参加率	90%	元気づくり課	
③ 地域や家庭へ出向いて相談を受ける出前相談事業の実施 （目標値：44行政区域）	エ	・出前相談事業の実施（44行政区域）	出張相談窓口：1行政区で2回開設する。	―	―	福祉課	37
			引き続き、南隣保館において「生活の困りごと相談窓口」を開設する。また、南隣保館で実施する市の事業に併せて福祉、保健部門で「福祉なんでも相談窓口」を開設する。	相談回数	25回/年	生活支援課	
			三職種や認知症地域支援推進員が自宅を訪問して、本人の生活実態を把握しながら、相談支援を行う。 また、民生委員等との連携を通じて、地域課題の相談を実施。 自治協議会主催の健康フェスタにおいて、包括支援センターの周知と簡単な高齢者相談を実施	個別相談 開催回数	随時 6校区各1回/年	高齢者支援課	
			出産後、乳幼児を連れての外出が十分できない時期の母子（父子）に対してこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、母子の健康状態・乳幼児の成長を確認するとともに健康や子育てに関する情報を伝える。また、その際に健康や子育てについて困っていることを把握する。健康相談等の支援が必要な場合で、要請があった場合は訪問等を行い、適当な支援ができる機関等（医療機関、行政機関等）の案内を行う。	赤ちゃん訪問実施率	100%	元気づくり課	

基本目標１　支援につながる仕組みづくり
取り組みの柱(2)　相談支援機能の充実
取り組み①　相談支援の専門性や利便性を向上させる

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
14	ア. ワンストップ相談窓口の開設に★ 向けた検討をすすめます。	○ワンストップ相談窓口の開設	福祉に関する事業や活動の拠点施設の複数設置の動きと連動させながら検討する。	―	―	福祉課	39
15	イ. 福祉に関する事業や活動の拠点★ 施設の複数設置に向けた検討をすすめます。	○地域包括支援センターの複数個所設置	サブセンターを開設し、本所との役割分担、連携の強化を通じて効果的かつ効率的な運営を行い、高齢者支援、介護予防に向けての活動の拠点として定着させる。	―	―	高齢者支援課	39
16	ウ. 地域包括支援センターや子育て★ 支援センター、地域活動支援センターなどを地域における相談支援の拠点として、その機能を充実させます。	○地域活動支援センターの機能の充実	地域活動支援センターの機能を充実させる。	―	―	福祉課	39
		○地域包括支援センターの複数個所設置 ○認知症地域支援推進員の配置	サブセンターを開設し、本所との役割分担、連携の強化を通じて効果的かつ効率的な運営体制を構築し、高齢者支援、介護予防に向けての活動の拠点として定着させる。 認知症地域支援推進員については、包括支援センター及びサブセンターに各１名配置し、相談実績等を評価しながら適切な人数を配置する。	―	―	高齢者支援課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○保健センターの機能の充実	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に対し必要な支援や関係機関と連絡調整を行い、切れ目のない支援を提供することを目的とした「子育て世代包括支援センター」の設立に向け検討を行う。	―	―	元気づくり課	
		○子育て支援センターの機能の充実	つどいの広場・子育てサロン・出前保育・子育て講座などを開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせ、なおかつ日常の相談を受ける場所を提供する。 相談業務は、電話や面接相談だけでなく、サロンの常駐時間の時や赤ちゃん訪問、日々の事業の中でも子育ての相談を受け付ける。	年間利用者数（延べ）	21,000人		
		○男女共同参画推進センタールミナスの機能充実	継続して「ルミナスDV相談室」を月2回実施する。	開設回数	24回/年	人権政策課	
17	エ. 専門性の高い相談支援に対応するため、福祉制度に精通した専門職の配置や福祉サービス事業所への業務委託などにより、相談支援体制を強化します。 ★	○専門職の配置	引き続き、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ障がい福祉相談員を引き続き配置する。	障がい福祉相談員	3名	福祉課	39
		○専門職の配置 ○有資格事業所への委託	自立相談支援員を2名配置し、専門性のある家計改善相談については、ファイナンシャルプランナーの資格を有している事業所と業務委託契約を引き続き締結する。	自立支援相談件数 家計相談件数	220件/年 140件/年	生活支援課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○専門職の配置	社会福祉士、介護支援専門員、保健師のいわゆる三職種や認知症地域支援推進員等、高齢者の介護・福祉制度に精通した専門職の確保を行う。	―	―	高齢者支援課	
			令和3年度末までに母子・父子自立支援員の設置を目指す。	専門職の配置人数	R3年度末1人	保育児童課	
			専門性の高い相談支援を行うため、子ども発達相談室に保育士、臨床心理士、言語聴覚士を、子育て支援センターに保育士を、保健センターに保健師、管理栄養士、助産師を配置した。また、事業毎に、医師、歯科医師、心理士、助産師、保健師、管理栄養士、看護師といった専門職を雇用する。	―	―	元気づくり課	
		○NPO法人への委託	継続して「ルミナスDV相談室」は専門性の高いNPO法人に委託する。	―	―	人権政策課	
18	オ. 専門性の高い相談支援に対応するため、専門の関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。★	○個別ケース会議	相談事例については関係機関等と連携して個別に対応の検討を行い、適切な方法を考えていく。	―	―	福祉課	39

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○ハローワークの連絡調整会議	年に1回ハローワークで開催される就労自立促進協議会に参加し、連携を図る。	参加回数	1回/年	生活支援課	
		○関係機関等との情報交換や連携	各中学校区民生委員児童委員協議会と情報交換会を通じて意見交換を行う。 また、地域ケア個別会議や介護支援専門員情報交換会、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等を通じて、関係機関・団体との連携の強化を図るとともに、ネットワークの構築に努める。	各事業における会議・研修会の実施	随時 ４回	高齢者支援課	
			療育機関や医療機関等と情報交換や連携を行うことにより、専門性の高い相談支援に対応する。	―	―	元気づくり課	
		○配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議	配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議に参加し情報共有に努める。	会議参加数	2回/年 （実務担当者会議、連絡会議）	人権政策課	
19	カ. 相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実させます。	○市職員への啓発	職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。	啓発回数	1回/年	福祉課	39

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
20	キ. 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。	○市職員への啓発	職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。	啓発回数	1回/年	福祉課	39
21	ク. 担当する相談窓口が複数箇所にまたがるときには、相談者に対していねいな案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。	○市職員への啓発	職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。	啓発回数	1回/年	福祉課	39
22	ケ. 相談窓口に訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行うなど、相談支援の利便性を向上させます。	○訪問相談支援	緊急を要する場合や訪問の必要性に応じて訪問し、相談や生活環境等の状況を把握し、支援につなげていく。	－	－	福祉課	39
			情報の入手や理解が困難な場合はアウトリーチ支援を実施していく。	－	－	生活支援課	
		○きめ細かい情報提供と福祉ニーズの収集 ○訪問相談支援	三職種や認知症地域支援推進員が自宅を訪問して、本人の生活実態を把握しながら、相談支援を行う。 また、民生委員等との連携を通じて、地域課題の相談を実施。 自治協議会主催の健康フェスタにおいて、包括支援センターの周知と簡単な高齢者相談を実施	－	－	高齢者支援課	

■成果目標

成果目標	計画書の記載内容		令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
	★特に関係する取り組み	令和2年度の実施項目					
④ 高齢者福祉に関する事業や活動の拠点施設の複数設置（H28.10.1時点：1ヶ所）	ア、イ、ウ、エ、オ	・設置	高齢者福祉に関する事業や活動の拠点施設としての地域包括支援センターと市域の西側を担当圏域とする地域包括支援サブセンターを設置し、本所との役割分担、連携の強化を通じて効果的かつ効率的な運営を行い、高齢者支援、介護予防に向けての活動の拠点として定着させる。	―	―	高齢者支援課	40

基本目標１　支援につながる仕組みづくり
取り組みの柱(2)　相談支援機能の充実
取り組み②　連携しながら相談支援をすすめる

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
23	ア. 地域で活動している相談支援窓口、福祉サービス事業者や医療機関、各福祉分野の協議会やネットワークなどの連携体制を構築し、複雑かつ多問題化した福祉の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援を、内容に応じた適切な圏域内で連携しながらすすめます。 ★	○太宰府市障がい福祉ネットワーク会議	新しい事業所等を会議に加えて、会議を活発化させる。	開催回数	4回/年	福祉課	42
		○高齢者の困難事例等に伴うケース会議 ○在宅医療・介護連携推進事業	高齢者の困難事例等については、地域包括支援センターが中心となって居宅介護支援事業所や民生委員、市の関係部署等が連携してケース会議や地域ケア個別会議を実施し、本人や家族への包括的な支援を行う。 在宅医療・介護連携推進事業においては、筑紫地区5市と筑紫医師会とで、協議を行いながら、医療と介護の連携における課題を集約し、その解決策について仕組みをづくりを行う。	―	―	高齢者支援課	
		○地域ケア個別会議 ○関係機関等との連携	地域ケア個別会議に出席する。具体的にケースがあがった際は、必要な機関と連携を図りながら対応する。	―	―	元気づくり課	
		○要保護児童対策地域協議会	関係機関等と連携しつつ、必要な場合には、虐待の加害者の相談も受け、専門的な機関を紹介するなど、心理的なケアを含めた支援に努める。	―	―		

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
24	イ. 生活困窮者については、就労をはじめとする関係機関、地域の支援組織や団体、事業所などと協力関係を構築しながら、複雑かつ多問題化した福祉の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく体制づくりをすすめます。★	○就労支援事業	引き続き、就労支援については、ハローワークと連携し生活支援課内で就労支援を実施していく。また、地域組織や事業所との連携については、今後検討していく。	開催回数	24回/年	生活支援課	42
25	ウ. 公的制度にかかわらず、生活困窮についての福祉制度情報を市役所内で共有することで速やかに相談支援につなげます。★	○関係課調整会議	引き続き、関係課調整会議の開催や個別での担当課との協議を重ねていく。	開催回数	4回/年		42
26	エ. 地域から孤立化・無縁化している若い世代の人たちについて、関係機関と連携を図りながら、ひきこもり対策を講じていきます。★	○障がい福祉サービスの受給への対策	どのような支援が必要か、どのような支援の方法、手段があるのか、検討し具体化していく。	―	―	福祉課	42
		○関係機関との連携	引き続き、引きこもり地域支援センターと連携し、自立に向けた支援をしていく。	参加回数	1回/年	生活支援課	
		○家庭児童相談室	家庭児童相談室で本人及び保護者からの相談や、市内全小中学校への学校訪問、また、地域の情報により、ひきこもりや不登校児童について把握し、関係機関と連携しつつ、登校・就学・就職などの支援を行う。	―	―	元気づくり課	

■成果目標

成果目標	計画書の記載内容		令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
	★特に関係する取り組み	令和2年度の実施項目					
⑤ 関係課、関係機関、関係団体などで構成され、各福祉分野の相談支援などの連携および調整を行う会議の開催	ア、イ、ウ、エ	・開催(適宜) ・同会議のあり方についての検証	太宰府市障がい福祉ネットワーク会議に新しい事業所等を加えて、会議を活発化させる。	開催回数	4回/年	福祉課	43
			引き続き、関係課、関係機関、関係団体などで構成され、各福祉分野の相談支援などの連携および調整会議を開催していく。	開催回数	9回/年	生活支援課	
			○ケース会議や地域ケア個別会議等 地域包括支援センターが中心となって居宅介護支援事業所や民生委員、市の関係部署等が連携してケース会議や地域ケア個別会議を実施し、本人や家族への包括的な支援を行う。 ○在宅医療・介護連携推進事業 筑紫地区5市と筑紫医師会とで、協議を行いながら、関係機関より連携における課題を集約し、その解決策について仕組みをづくりを行う。	―	―	高齢者支援課	
			定期的に開催される地域ケア個別会議に出席し、個別のケースを情報共有し、多職種間で対応を検討する。	―	―	元気づくり課	
			○要保護児童対策地域協議会（実務者会議、ケース会議随時） 児童福祉、保健医療、教育、警察・司法、市役所関連課といった関係機関との会議を通して、情報共有を行い、児童の安全安心な生活に向け、適切なフォローや見守りを行う。	―	―		

成果目標	計画書の記載内容		令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
	★特に関係する取り組み	令和2年度の実施項目					
			○DV被害者支援関係課連絡会議 現行の庁内情報共有方法の確認のため、年間1度開催する予定である。 また、制度改正などがあった場合など必要に応じて、適宜開催する予定である。	開催回数	1回/年	人権政策課	